

令和8年度消費者庁調達改善計画

1. 調達改善計画の目的

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするのが不可欠である。

このため、消費者庁では、「調達改善の取組の推進について」（令和8年1月27日行政改革推進会議決定）及び「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議取りまとめ）において示された取組等を行うとともに、「令和7年度消費者庁調達改善計画の上半期自己評価の結果」を踏まえ、更なる調達の適切性・透明性の確保、効率性の向上等を目指すため、令和8年度消費者庁調達改善計画を策定する。

2. 調達の現状分析

消費者庁の令和6年度の調達状況は、表1から表5までのとおりであり、令和6年度の少額随意契約を除く契約件数は152件、契約金額は1,550百万円である。

そのうち競争性のある契約は123件、契約金額は1,314百万円であり、競争性のない随意契約は29件、契約金額は236百万円である。

競争契約案件は109件、1,072百万円（前年度121件、1,398百万円）となっており、件数で12件の減となり、金額では326百万円の減となっている。

少額随意契約を除く調達実績（152件、1,550百万円）の割合を主な経費別で見ると、情報システムは件数で6件（4%）、金額で384百万円（25%）、調査研究は39件（26%）、355百万円（23%）、会議等運営支援は18件（12%）、83百万円（5%）となっている。

また、競争契約案件のうち、一者応札によるものは22件（20%）、438百万円（前年度41件（34%）、664百万円）となっており、件数で19件の減、金額で226百万円の減となっている。

表1 ※1※2 令和6年度消費者庁における調達契約の契約種別

(単位：件、百万円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争契約※3	109	72%	1,072	69%
	最低価格落札方式	74	68%※4	389	36%※4
	総合評価落札方式	35	32%※4	683	64%※4
	企画競争による随意契約	2	1%	78	5%
	公募による随意契約※5	7	5%	70	5%
	不落・不調による随意契約	5	3%	93	6%
	小計	123	81%	1,314	85%
競争性のない随意契約※6		29	19%	236	15%
合計		152	100%	1,550	100%

※1 令和6年度末自己評価の「契約種別規模に係る計数」及び「応札状況に係る計数」に基づき分類。

※2 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※3 競争契約とは、一般競争契約及び指名競争契約をいう。なお、消費者庁においては指名競争契約の実績がないため、一般競争契約のみを記載している。以下表2、表4及び表5について同じ。

※4 競争契約に占める、最低価格落札方式又は総合評価落札方式の契約件数及び契約金額の割合である。

※5 デジタルマーケットプレイスを用いた調達の応札者が1者であった場合の随意契約については、「競争性のある契約」のうち「公募による随意契約」に分類する。

※6 「競争性のない随意契約」は随意契約（少額随意契約は含まない）から、①企画競争によるもの、②公募を実施したもの、③不落・不調によるもの、を除いたものとしている。

表2 ※1※2 令和6年度消費者庁における調達状況

(単位：件、百万円)

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約 (最低価格落札方式)	10	45	64	344	74	389
割合	14%	12%	86%	88%	100%	100%
競争契約 (総合評価落札方式)	12	394	23	289	35	683
割合	34%	58%	66%	42%	100%	100%
企画競争による 随意契約	1	33	1	45	2	78
割合	50%	42%	50%	58%	100%	100%
公募による 随意契約※3※4※5	3	58	0	0	3	58
割合	100%	100%	0%	0%	100%	100%

※1 ※令和6年度末自己評価の「応札状況に係る計数」に基づき分類。

※2 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※3 表2の「公募による随意契約」欄には、『「公共調達の適正化について（平成18年財計第2017号）」1.(2)②ホ(イ)及びへ』にある「試験又は講習の実施に係る会場の借上げについて、日時、場所及び収容人員等の諸条件を明らかにしたうえで、公募を行うもの」及び「一定の要件を明示したうえで公募を行い、当該要件を満たす者から申込みがあった場合には、全ての者と契約するもの」（タクシーチケット供給業務等の複数者との契約を前提としているもの）については、計上しないこととする。そのため、表1とは数値が一致しないことがある。

※4 公募を実施した結果、複数者からの応募があり競争契約又は企画競争による随意契約に移行した契約については、契約相手方の最終的な選定手続（競争契約又は企画競争による随意契約）により整理し、公募による随意契約として整理はしないこととする。なお、この場合における競争参加者数の区分は、公募後に行った競争契約又は企画競争による随意契約への競争参加者数により整理する。

※5 応募者がいないときに特定の1者と契約を行う場合は、公募による随意契約の1者として整理する。

表3※¹ 令和6年度消費者庁における調達経費の内訳

(単位：件、百万円)

		契約件数	割合	契約金額	割合
公共工事等		該当なし			
物品 役務等	情報システム	6	4%	384	25%
	調査研究	39	26%	355	23%
	会議等運営支援	18	12%	83	5%
	その他	(4) 89	58%	(12) 727	47%
	合計※ ⁴	(4) 152	100%	(12) 1,550	100%

消費者庁において地方支分部局はない

(注1) カッコ内の数字は「一定の要件を明示したうえで公募を行い、当該要件を満たす者から申込みがあった場合には、全ての者と契約するもの」(タクシーチケット供給業務等の複数者との契約を前提としているもの)の契約件数

(注2) 「情報システム」は情報システム分野における設計・開発、保守等並びにその他関連する業務を、「調査研究」は調査、実証、分析等の業務を、「会議等運営支援」は消費者庁が開催等を行う会議体の運営・支援等の業務をいう。

※1 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

表4※¹※² 令和6年度消費者庁における競争契約における調達経費の内訳 (単位：件、百万円)

		契約件数	割合	契約金額	割合
公共工事等		該当なし			
物品 役務等	情報システム	6	6%	384	36%
	調査研究	34	31%	290	27%
	会議等運営支援	17	16%	73	7%
	その他	52	48%	324	30%
	合計※ ³	109	100%	1,072	100%

消費者庁において地方支分部局はない

(注) カッコ内の数字は「一定の要件を明示したうえで公募を行い、当該要件を満たす者から申込みがあった場合には、全ての者と契約するもの」(タクシーチケット供給業務等の複数者との契約を前提としているもの)の契約件数

※1 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 表4の内訳区分は、表3の内訳区分と同様とする。

表5 ※1※2 令和6年度消費者庁における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳

(単位：件、百万円)

		契約件数	割合	契約金額	割合
公共工事等		該当なし			
物 品 役 務 等	情報システム	2	9%	304	69%
	調査研究	9	41%	73	17%
	会議等運営支援	0	0%	0	0%
	その他	11	50%	62	14%
	合計	22	100%	438	100%

消費者庁において地方支分部局はない

※1 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 表5の内訳区分は、表3の内訳区分と同様とする。

3. 取組等

別紙（様式 1、2）参照

4. 自己評価の実施方法

調達改善計画の自己評価については、調達改善計画の実施状況に基づき、年度終了後に実施し、自己評価結果をその後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させるものとする。なお、上半期終了後において上半期における調達改善計画の実施状況について自主点検を行うものとする。

5. 調達改善の推進体制等

（1）推進体制

調達改善計画の策定・推進に当たっては、消費者庁行政事業レビュー推進チームに課長補佐（契約、用度・営繕担当）を加えた体制により取り組んでいる。

○構成

統括責任者：政策立案総括審議官

メンバー：参事官、総務課管理室長、課長補佐（予算担当）、
課長補佐（契約、用度・営繕担当）、会計専門官 等

（2）外部有識者の活用

取組の推進に当たっては、外部有識者の意見を活用するものとする。

6. その他

調達改善計画に関する取組状況等については、消費者庁ウェブサイトで公表するものとする。なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達改善計画の改訂を行うものとする。また、消費者庁各課における主要な調達案件について、年間の業務スケジュールを作成し、その進捗を管理することにより、適正な執行を行う。

令和8年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○		指針を踏まえて特に改善に取り組む事項 一者応札改善のため、一者応札となった案件に関しては、応札しなかった事業者へヒアリングを実施する。	一者応札改善のためのアンケート調査を引き続き実施する。ただし、回答率が低いことから、アンケート調査に加え一者応札となった案件の担当課において、①なぜ応札しなかったのか、②主な要因は何か、③どのような点に気を付けていれば応札したのか等のヒアリングを実施する。ヒアリング事項は契約係で作成する。なお、不落實案件についてのヒアリングも引き続き実施する。 具体的な取組は以下のとおり。 ・アンケート調査を消費者庁ウェブサイトから回答できるようにアンケートフォームを作成しており、引き続きそのアンケート結果を検証 ・ヒアリングを仕様書等を受け取りに来た事業者と入札説明会に出席した事業者のうち応札しなかった者に対して実施し、そのヒアリング結果を検証 ・引き続き一者応札ヒアリング結果・改善等回答シートを作成	一者応札となった案件には何らかの理由があり、その理由を探ること、また、その理由を探る過程で仕様書作成及び調達過程において、どのような点に気を配れば複数者が応札可能となるのか、担当課に仕様書作成の要件の検討を促し、左記の具体的な取組により、事業者等の事情等ではなく、当庁で改善可能な理由が確認された案件について、次年度の継続や類似の案件において必要な対応を図っていくため。	A	H30	・仕様書入手、又は入札説明会に出席した事業者が複数あったにもかかわらず一者応札となった案件に関しては、必ず担当課に対し契約係が作成した一者応札ヒアリング結果・改善等回答シートを基に、開札後1週間以内を目安にヒアリングを実施し、一者応札となった理由を明らかにさせる。そして、その内容を具体的に契約係に報告させるとともに、当庁で改善可能な理由が確認された案件については、担当課室と協議の上、調達手続や調達関係資料に反映する。 ・一者応札アンケート調査において、「人員体制の確保が困難である」との回答を踏まえ、可能な範囲で類似の業務の調達時期が重複しないよう調整をするなどの工夫をする。	R9 3月
○		随意契約の見直し	・定期購入物品、不定期の物品調達等については、引き続きオープンカウンター方式での調達を実施する。 また、請負契約(少額随契約)についても、オープンカウンター方式での調達が可能なものについては、試行的に導入する。	オープンカウンター方式を導入することにより、見積合わせに参加する事業者が増え、競争性の確保がなされると考えられるため。	A	H31	・随意契約においても、公募により、競争性を確保するため、その効果が期待できる一定程度の分量の調達については、オープンカウンター方式を継続する。 ・請負契約にかかるオープンカウンター方式の試行的導入の結果を踏まえ、さらに拡充が可能か検討するとともに、課題等があれば改善を図る。	R9 3月
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	一者応札改善への取組を行っていくため、事前審査として、仕様書における調達内容、資格要件等について経費裁判断時に会計担当において審査を実施する。また、事後審査として一者応札ヒアリング結果・改善等回答シートを基に、担当課室において次回調達時における改善策等を提案させ、当該課室における次回調達の際の競争性の確保に努める。さらに提出を受けたシートを必要に応じてポータルに掲載することで、事業者の要望・参入障壁を各課室の担当職員に共有し、新規案件においても一者応札の抑制を目指す。 また外部有識者による入札等監視委員会を行う際には、一者応札が継続する案件は新たに一覧表に特記することで、委員の案件選定の際の参考としている。 加えて仕様書における参入障壁となる要件等の考え方についてはポータルサイトに会計担当が作成したマニュアル等を掲載し職員に周知するとともに、新規入札職員には調達事務等に関する研修の実施及びマニュアルの配布を行っている。 具体的な取組内容は、下記のとおり。 ・入札参加資格(資格等級等)の緩和(特に資格等級については、契約担当官等が特に必要があると認めるときは等級を追加) ・仕様書の内容の見直し ・入札に参加可能な事業者の事前調査 ・競争参加者を確保するための十分な準備期間の確保 ・業務説明会の開催等による周知徹底 ・公告期間をより確保(市場価格調査及び入札公告期間を合わせ最低価格落札方式は3週間以上、総合評価落札方式は4週間以上の公告期間を確保) ・入札等監視委員会による事後審査 ・電子調達システムの電子入札機能を利用した調達の実施 ・会計担当で作成した調達事務等のマニュアル等を活用した新規入札職員向け研修や既存職員への周知		A	H26	・情報システムについては、PMO審査において、複数者応札の障壁となり得る事項の見直しを行い、担当課においては複数者へ入札参加を呼び掛ける。 ・調査研究については、仕様書の見直し、参加資格の緩和、履行期間の確保、業務説明会の開催を検討する。 ・会議等運営支援については、十分な準備期間の確保の検討を実施する。 ・会計担当においては、分かりやすい仕様書作成や担当課及び事業者にとって無理のない調達スケジュールの検討を行うとともに支払条件の検討を行い、一者応札となる件数の縮減を図る。 ・入札等監視委員会については、年2回開催することを継続していく。	R9 3月
○		調達事務のデジタル化の推進	調達事務の効率化、事業者の利便性を図る観点から電子調達システムの電子入札機能を利用した調達を推進するため、原則として電子入札によることとし、やむを得ず紙入札とする場合は理由書を提出させる。また、ポスター掲示及びリーフレットを配布することにより、電子調達システムの利便性等について事業者への周知を行う。 また、調達事務の効率化・簡素化のため、AI、RPA等が利用可能な業務の範囲について検討する。		A	R4	・電子調達システムの電子入札機能を利用した調達の実施は、調達事務の効率化、事業者の利便性を図る観点等から、令和8年度においても100%を目標とし、電子契約の件数の増加に努める。 ・AI、RPA等が利用可能な業務の範囲について検討し、可能なものについては、試行的に実施する。	R9 3月

●電子入札率・電子契約率の定義は下記のとおりとする(「政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議専門部会(第63回)及びシステム設計WG(第84回会合)」(令和7年10月30日デジタル庁)。
電子入札率=電子入札実施案件数÷開札案件数
電子契約率(入札案件)=(電子契約案件数(入札案件)+請書省略案件数(入札案件))÷開札案件数
電子契約率(全案件)=(電子契約案件数+請書省略案件数+少額物品調達案件数)÷(調達実施申請件数+少額物品調達案件数)
請書省略案件数:契約確定件数のうち、「請書省略」とした案件数。
少額物品調達案件数:少額物品調達業務において契約締結済となった案件数。
調達実施申請件数:調達実施案件登録で調達実施申請案件を作成し、決裁まで完了した案件数。(一時保存状態の案件数は含まず。)
※電子契約率(全案件)は、電子調達システムに登録せず、入札から契約までが紙のみで完了する案件は対象外であり、GEPS(少額物品調達業務も含む)を用いて契約した案件が対象である。
※年度をまたいで入札・契約が行われる案件がある際などに、電子入札率・電子契約率が100%を超える場合がある。(例:3月に入札公示、4月に開札の案件)

※1 難易度

A+:効果的な取組
A:発展的な取組
B:標準的な取組

その他の取組

調達改善計画	
具体的な取組内容	新規継続区分
<p>調達の適正性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争性のない随意契約をする際は、随意契約審査委員会において、随意契約にせざるを得ない理由を含めてその是非の審査を行うとともに、競争手続への移行を検討する。 ・随意契約については、価格交渉の内容を把握し、適正な価格となっているのか検証を行う。 ・特にシステム関連については、PMO審査において価格の妥当性等の検証を行う。 ・随意契約に係る情報の公表として、契約件名・契約相手方・契約金額等について、消費者庁ウェブサイトにおいて公表し、透明性の確保を図る。 	継続
<p>総合評価落札方式への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム開発、調査、研究、広報等の調達において技術的要素の評価を行うことが重要であるものについては、総合評価落札方式を採用し、事前に評価項目並びに価格点及び技術点の割合の適正性について会計担当で審査し、事業者からの提案書提出後に技術提案内容の履行の確保等を技術等審査会で検証する。 	継続
<p>汎用的な物品・役務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汎用的な消耗品（OA消耗品、コピー用紙等）の調達や役務契約（速記等）については、共同調達を行う。 	継続
<p>人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規入庁職員向け研修において、会計担当で作成した調達事務等のマニュアル等を活用するとともに、既存職員へも同マニュアル等を周知することにより、職員のスキルアップを図る。 	継続
<p>外部有識者による個別調達案件の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各調達案件について、入札等監視委員会の外部有識者による契約の競争性、公正性等の事後チェックを行う。 	継続
<p>市場価格調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な価格で契約を行うため、市場価格調査を積極的に実施し、複数者から見積書を徴取するとともに過去に調達した類似事例等を参考にし、適正な予定価格の設定を行う。 	継続